

児童憲章

われらは、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育れ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員の責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みられ、また、道徳的心情がつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさせないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わろい場守られる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取り扱いされる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民との平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

☆お

続柄	姓 氏 名	生年月日(年齢)	職業
子の保護者	母 (妊婦) 柴原由紀子	547年12月14日生(31歳)	公務員
	父 柴原卓宏	547年5月8日生(32歳)	会社員
		年月日生(歳)	
新潟県宇都宮市今泉町686-2コトノハ5F-201電話028-632-7310			TEL番回
新潟県さいたま市大宮町2-217-1 202 電話048-651-6106			電話

出生届出済証明

子の氏名	柴原 大輔	男・女
出生の場所	埼玉 都道府県 さいたま 市区町村 大宮区	
出生の年月日	平成17年3月18日	

上記の者については 平成17年3月29日
出生の届出があったことを証明する。

市区町村長 埼玉県さいたま市大宮区長 小山 駿 印

赤ちゃんが生まれたときは14日以内に出生届をして、同時に上欄に出生届出済の証明を受けてください。